

1 従事者共済会 貸付事業の利用を希望される方へ（必ずご確認ください）

従事者共済会の貸付事業は、臨時で大きな金額の支払が生じた場合に、加入期間に応じて5万円～300万円の金額を借入できる制度です。

ご希望される場合は、下記と2貸付事業利用時チェックリストをよく読んでから従事者共済会にご相談ください。

<貸付要件と貸付額>

貸付対象者	加入期間（掛金納付期間）が12か月以上の加入者			
貸付対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者共済会の貸付を受けている方（以下、借受人という）の連帯保証人 ・従事者共済会の掛金を滞納している加入者 ・2025年以降に従事者共済会の貸付を利用した後、領収書を提出していない借受人 			
貸付理由 ※特例貸付可能	①災害費※ ②傷病・入院費※ ③葬祭費※ ④結婚費 ⑤出産費 ⑥教育費		⑦住宅購入費 ⑧住宅改修費 ⑨家具・家電購入費 ⑩自動車購入費 ⑪旅行費 ⑫転居費 ⑬その他（必要と認められた場合）	
貸付不可理由	生活費、税金、家賃、仕送り、借入金・ローンの返済、家業・事業用の物品購入や工事、投資資金、裁判費用等			
貸付額 ※退職共済金額 によって変動	5万～50万円（5万円単位）		55万～300万円（5万円単位）	
	退職共済金額を超える場合は、連帯保証人が必要		退職共済金額の90%以内	
送金手数料	貸付金から控除して送金（加入者負担）			
返還方法	元利均等/月賦払い		①元利均等/月賦払い ②元利均等/増額月併用払い ※返還額増額月は1・7月	
返還期間	貸付額	返環期間(12回単位)	貸付額	返環期間(12回単位)
	5～10万円	12回	55～100万円	48回以内
	15～30万円	24回以内	105～200万円	60回以内
	35～50万円	36回以内	205～300万円	72回以内
金利（固定） ※2026年1月現在	普通貸付：年2.0% ※貸付理由①災害～⑬その他 特例貸付：年1.0%（貸付額100万円まで） ※貸付理由①災害、②傷病・入院、③葬祭のみ			
返還開始	貸付を受けた月から			

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 従事者共済会

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3F

TEL：03-5283-6898 FAX：03-5283-6997

2 従事者共済会 貸付事業利用時チェックリスト

※従事者共済会にご相談される前に、【A】の項目をご確認ください。

【A】 貸付に必要な項目の確認	
□A-1	「従事者共済会貸付細則」を読んだか
□A-2	見積書または領収書の合計金額（_____円） ※5万円以上、5万円単位での貸付となります ※括弧内金額以上の金額での申請はできません（括弧内金額が6万円の場合、5万円での申請）
□A-3	見積書または領収書の日付を確認（__月__日） ※申込書類提出月の3か月以内に日本国内で発行されたものに限り ※購入前の場合見積書を提出し、貸付後1か月以内に領収書を提出してください
□A-4	見積書・領収書の宛名は借受人か、借受人でない場合は宛名人との関係性（妻、子など）
□A-5	申込締切日を確認（__月__日） ※従事者共済会のホームページで確認できます

【B】 申請時に提出する書類	
共通	□B-1 従事者共済会貸付金借受申込書 □ [同意欄] 施設長署名欄の施設長印 ※施設長が借受人となる場合は理事長の署名、理事長印を押印してください □ [同意欄] 給与担当者確認印 ※書類不備等の連絡は、給与担当者にさせていただきます □印鑑登録証明書（申請金額が55万円以上の場合のみ）
	□B-2 金銭消費貸借契約証書 □収入印紙 ※申込金額によって変動しますので、印紙貼付欄をご確認ください □収入印紙の割印
	□B-3 金額証明書類（見積書か領収書） ※見積書添付での申請の場合、支払後に領収書の提出が必須となります
再貸付 の場合	□B-4 貸付残額の控除について（現在、従事者共済会の貸付金を返還中の場合のみ） ※項目4、5、7、8については、従事者共済会にご確認ください

【C】 施設・団体長に提出する書類	
□C-1	従事者共済会貸付金返還に関わる依頼書

【D】 貸付決定後に提出する書類・確認事項 ※申込時に領収書を提出しなかった場合	
□D-1	領収書のコピーを従事者共済会に提出 ※提出しない場合、その後の貸付の申込は原則不可となります